

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）3 月 27 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	鍛	治	知	宏
同	大	地	正	広

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和 2 年（2020 年）3 月 19 日付け財契第 330 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 2 年（2020 年）3 月 19 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 30 年 12 月 27 日付け枚監査第 201 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《財務部 契約課》

○契約事務について

契約課では、契約事務の一元化により、市長部局・教育委員会・上下水道局・市立ひらかた病院等における工事その他の請負契約、業務委託契約、物品の売買及び賃貸契約に関する事務を行っている。

枚方市契約規則には、「本市から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。契約は市長が（略）提出された契約書に記名押印したときに確定する。」と規定されているが、物品の購入及び賃貸契約等において、受注者から契約書が未提出のものがあるなど、本来確実に実施されるべき基本事項が徹底されていない状況が見受けられた。

今後は、本市の契約事務を統括する部署として、枚方市契約規則及び同運営要綱等に基づき、適正に事務を執行するよう指摘する。

（2）措置内容

今回指摘を受けた過去の未提出の契約書等については、速やかに提出するよう受注者に求め、可能な限り提出させた。

契約書が提出されていない場合、確定した契約がなく、適正な支払が確保されないことから、契約課において、契約書の提出状況を確認できる一覧形式の管理表を作成し、管理職の職員が契約書の提出の状況を確認して、未提出の場合は、受注者に提出を求めることとした。また、受注者に対して行う受注決定の連絡 FAX の送信文に、「現時点では契約が未確定であり、契約書の提出がなければ検収及び支払ができないこととなる」等の注意喚起の文言を加える取組を行った。

その上で、受注者から契約書が提出されているかどうか原課でわかるよう、契約課から原課に通知を行い、契約書が提出されていない場合は検収をしないよう求めることとした。